

様式 9

助産所2か所管理許可申請書の記載事項

事案	管理者が2か所の助産所を管理する場合
根拠法令	医療法第12条第2項、同法施行規則第9条
提出期限	事前
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 管理者の助産師免許証の写し（原本照合済）及び履歴書 2 管理者の再教育研修修了登録証の写し（原本持参） 3 2か所管理の理由を裏付ける資料 4 地図（助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を明記したもの）
提出部数	2部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	※申請を行う2か所目の助産所の開設者
開設者住所	1 開設者の住所とは、 ・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。 ・個人の場合は、開設者助産師個人の住所（住民票の住所）を記載する。
氏名	1 開設者の氏名とは、 ・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。
1. 助産所の名称	1 開設届、開設許可又は変更届に記載されている名称を記載する。
2. 管理者の住所及び氏名	1 管理者助産師個人の住所地（住民票記載の住所）を記載する。 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。 2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。

様式の記載要領及び留意事項	
3. 現に管理している助産所及び新たに管理する助産所	<p>1 新たに管理する助産所について、既に開設されている場合は、開設届又は開設許可、変更届に記載されている名称、開設の場所、開業日及び開業時間、入所定員、従業員の定員を記載する。</p> <p>2 今後開設する予定の助産所の場合は、開設届（開設許可）しようとする名称、開設の場所、開業日及び開業時間、入所定員、従業員の定員を記載する。</p>
①助産所の名称	開設届、開設許可又は変更届に記載されている名称を記載する。
②開設の場所	<p>1 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2 ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。</p>
③開設者氏名	1 開設者の氏名を記載する。
④入所定員	<p>1 入所室数及び入所定員とも括弧内に数字を記載する。</p> <p>2 入所施設がない場合は、どちらの括弧内にも「0」を記入する。</p>
⑤従業員の定員	<p>1 助産師とその他（助産師以外）の従業員に区分して記載する。 （留意事項） 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従業員数）のことである。 医療法において、助産所における必要人員数（従業員数）の法定基準はないが、適切な医療を提供するために必要な人員数（従業員数）を確保することとされている。</p>
⑥勤務日及び勤務時間	<p>1 勤務日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。</p> <p>2 勤務時間は、24 時制で記載する。（例）午後 5 時→17:00 と記載する。</p>
⑦2か所管理の理由	<p>1 2か所管理を行う理由及びその必要性等を詳細に記載する。</p> <p>※ 開設者が既に、助産所を管理しているため、あるいは2か所の助産所を開設するため、といった単に営利を目的とする理由は許可の対象とならない。</p>
⑧現在管理している助産所と新たに管理する助産所との間の距離及び連絡に要する時間	<p>1 距離は、直線距離ではなく、移動方法に即した経路をとった場合の距離（徒歩の場合なら実際に歩行する距離）を記載する。</p> <p>2 所要時間についても、移動方法に即した経路をとった場合に、通常要する（電車の場合なら乗車待ち時間等を含む）所要時間を記載する。</p> <p>3 方法は、通常の場合に用いる徒歩、自転車、自動車、電車などの移動方法を記載する。 （留意事項） 2か所の助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を記載した地図を添付すること。 それぞれの助産所の開業日の開業時間のすべてについて、通常の移動方法をとった場合に、管理者が不在となることがないようにすること。</p>
⑨管理する期間	1 明確に期間が決められない場合でも、おおよその期間を見積もり、必ず記載すること。

様式 9

添付書類の記載要領	
管理者の助産師免許証の写し、再教育研修修了登録証の写し	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、申請時には助産師免許証及び再教育研修修了登録証の原本もあわせて持参すること。 2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面にも記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。
管理者の履歴書	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就・退職の旨を明記する）の記載をすること。
管理者設置の理由を裏付ける資料	<p>(資料例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続して指導等が必要な新生児等があることによる場合、その具体的な内容、指導等が必要な新生児等の数及び指導等にかかる期限を明記した本人の申立書を添付すること。
地図	<ol style="list-style-type: none"> 1 2か所の助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を記載したもの。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請は2か所目の助産所の開設者から提出すること。 2 管理する助産所は、2か所とも入所施設のない助産所であること。 3 2か所の助産所の勤務時間が重複せず、かつ2か所間の時間的な移動が可能なこと。 4 設置期間が過ぎた場合、若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。

(参考法令)

○医療法第12条第2項

助産所を管理する助産師は、その助産所の所在地の都道府県知事（保健所設置市の市長）の許可を受けた場合を除くほか、他の助産所を管理しない者でなければならない。